

一 般 質 問 通 告 書

2025年2月27日

高島市議会議長 河越 安実治 様

高島市議会議員 11番 福井 節子

次の事項について質問いたしたいので通告します。

※質問項目（番号）が2以上ある場合は、次のどちらかに○をつけてください。

- ・質問番号1の用紙にだけご記入ください。
- ・質問が一つだけの場合は必然的に1となりますので、記入は不要です。

1. 全項目一括質問一括答弁

初問は

☒ 2. 項目ごとに一括質問一括答弁

(質問番号 1) 発 言 事 項	いちご農園補助金問題の事実解明を
要 旨 （項目だけでなく、質問の趣旨が理解できるように記入してください。）	
いちご農園補助金問題では、今城市長の選挙公約でもあることから代表質問・一般質問でも複数の議員が質問されています。 私も今回の選挙戦の中で、このいちご農園問題への市民の関心の高さ、事実解明を求める多くの市民の声を受けて質問致します。 先日2月20日、全員協議会の中で、総務部長から「全面勝訴」の報告がありました が、市が(株)風車へ3億7375万円と延滞金の返済を求めた民事裁判の結果でした。 昨年には、(株)風車が(株)COSMOを訴えた横浜地裁の判決では「(株)風車の 勝訴」と結果が出ています。これは、(株)風車は工事代金として10億円を(株)COSM Oに支払ったので、「1億円を返せ」とした裁判でしたが、事業者としての実態をなくした (株)COSMOは裁判に欠席し、(株)風車の勝訴が確定しています。 私の手元には、 1、メールで届いた施工関係者からの告発文書 2、告発者と面談した後に送られて来た見積書 3、県の公開文書 4、横浜地裁での訴訟記録(1と3の資料も含まれている) 4点の文書があります。補助事業者であった(株)風車と、建設施工事業者であった	

(株)COSMOとの係争資料です。市もご存じだと思います。

この資料は重大で重要な資料であることから、これを前提に次のとおり質問します。

- ① 当該告発文書は、関係者が県庁に持ち込み、県は市に連絡したとある。その事実は確認できるか。また、事実である場合、どの様に取り扱ったのか。
- ② 横浜地裁の訴訟記録をみると、(株)COSMOは、多数の負債を抱え、社会保険庁から差し押さえを受けているようである。市は、(株)風車に対し勝訴したが、(株)風車が(株)COSMOから回収が出来ないのであれば、市は(株)風車からも回収の見込みがないのではないか。
(株)風車は(株)COSMOに対し、補助金の金額を請求しているのではなく、1億円しか請求していない。これでは、全額回収の見込みもない。市は、(株)風車が(株)COSMOに対する請求が、1億円であることを知っていたか、伺う。